

令和 6 年第 2 回

おいらせ町議会臨時会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和6年第2回臨時会記録

おいらせ町議会 令和6年第2回臨時会記録				
招 集 年 月 日	令和6年10月30日（水）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年10月30日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和6年10月30日 午前10時52分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 拓 仁		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第13号 専決処分の報告について (自動車事故に係る損害賠償の額の決定について)			
	2 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について)			
	3 議案第60号 学校大型提示装置購入契約の締結について			
	4 議案第61号 町民交流センター照明器具改修工事請負契約の締結について			
	5 議案第62号 令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)について			
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会、産業民生常任委員会)			
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	8 番 木 村 忠 一 議 員			
	9 番 田 中 正 一 議 員			
議 案 の 経 過				

日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いします。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
開議宣告	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 選挙管理委員会委員長は、本日、所用のため欠席との申出がありましたので、ご報告いたします。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、8番、木村忠一議員及び9番、田中正一議員を指名いたします。
会期議題	松林議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。
委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る10月22日告示、本日招集されました令和6年第2回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日10月30日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期

諸般の報告	松林議長	は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日１０月３０日の１日とすることに決定いたしました。 本日３０日水曜日は、議案の一括上程及び議案審議となります。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。
	(議員席)	
	松林議長	議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日１０月３０日の１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日１０月３０日の１日とすることに決しました。
議案の一括上程	松林議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。
	松林議長	日程第４、議案等の一括上程について。 報告第１３号、承認第５号及び議案第６０号から議案第６２号まで、以上、５件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。
提案理由の説明	町長 (成田 隆君)	おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明

		申し上げます。 初めに、報告第１３号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、本年９月１４日に発生した、町業務委託運転手が運転する町所有車両と一般車両との自動車事故について、車両損害に係る損害賠償の額が決定したため、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第１号の規定に基づき、去る１０月３日付で専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するものであります。 次に、承認第５号、令和６年度おいらせ町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。 本件は、既定予算の総額に１，５２３万２，０００円を追加し、予算の総額を１２４億５，２３９万１，０００円としたもので、去る１０月１日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容であります。歳出では、去る１０月２７日執行の衆議院議員総選挙に係る経費を追加し、歳入では、衆議院議員選挙事務委託金を追加したものであります。 次に、議案第６０号、学校大型提示装置購入契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、町内８小中学校の普通教室等において学習用に使用する大型提示装置を購入するもので、去る１０月２１日にＤＣＭ株式会社下田店ほか６者により指名競争入札を執行したところ、１，０３１万８，０００円で小岩商店が落札者と決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３号の規定により提案するものであります。 次に、議案第６１号、町民交流センター照明器具改修工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。 本案は、町民交流センター内の全ての照明をＬＥＤ化する工事を行うもので、去る１０月２１日に株式会社パル電装技研ほか２者により条件付一般競争入札を執行したところ、１億５０５万円で株式会社パル電装技研が落札者として決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。
--	--	--

		次に、議案第 6 2 号、令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。 本案は、資本的支出の既決予定額に 7 8 1 万円を追加し、支出予定額を 7, 8 5 6 万 5, 0 0 0 円とするものであります。 なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。 以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	町長が申し上げました提案理由に 1 か所訂正がございます。 5 ページの上から 5 行目になりますが、条例第 3 条というところを条例第 3 号と申し上げられました。正しくは条例第 3 条になります。訂正いたします。
	松林議長	以上で提案理由の説明が終わりました。
	松林議長	日程第 5、報告第 1 3 号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第 1 3 号についてご説明申し上げます。 議案書 5 ページから 7 ページをご覧ください。 本件は、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第 1 号の規定により、去る 1 0 月 3 日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります。本年 9 月 1 4 日午前 1 0 時 5 0 分頃、西後谷地地内の下田公園駐車場において、町業務委託運転手が運転する町所有車両が駐車中の相手方車両に接触し、フロントバンパーの左側を破損させたものであります。

当局の説明		損害賠償額は１７万２，２１６円で、本年１０月３日に示談が成立しており、町の過失割合は１００％でありました。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 以上で報告第１３号を終わります。
	松林議長	日程第６、承認第５号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、承認第５号についてご説明を申し上げます。 議案書は、８ページから１１ページになります。 本件は、既定予算の総額に１，５２３万２，０００円を追加し、予算の総額を１２４億５，２３９万１，０００円としたもので、去る１０月１日付で専決処分を行ったものであります。 それでは、歳入歳出の内容についてご説明いたします。 別冊の令和６年度一般会計補正予算（第４号）に関する説明書（令和６年１０月１日専決）をご用意ください。 ５ページをご覧ください。 歳入では、去る１０月２７日執行の衆議院議員総選挙に係る経費の財源として、１６款３項１目に衆議院議員選挙事務委託金を計上したものであります。 ６、７ページをご覧ください。 歳出では、２款５項３目衆議院議員選挙費に１節報酬、７節報償費、１２節委託料など選挙執行に係る必要経費を計上したものであります。 ８、９ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したものであります。

質疑	松林議長	以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第４号）に関する説明書、５ページから９ページです。給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。 ３番。
	３番 (小笠原伸也君)	３番小笠原です。 ６ページ、歳出、衆議院議員選挙費、その７節報償費６０６万円ちよい、投票管理者等報償金、このところで、これは投票所の立会人の業務のことかと思うんですが、これは、今年度からオンラインで実施しているニュースも入っておりました。国の総務省が認めているということのようですけれども、おいらせ町は、オンライン化を検討してはいかがでしょうか。報償費が、幾らか若干、経費が県から出るかもしれないと思ひまして、いかがでしょうか。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 まず、予算の執行の仕方のところからご説明いたしますが、先ほど投票立会人というお話がありました。投票立会人につきましては、その手当は、１節報酬の選挙長等報酬から支出することになります。今ご質問のあった７節報償費の投票管理者等報償金は、町職員が選挙事務に従事した際にここから支払われるものでございます。 次に、投票立会人のオンラインのお話でございます。確かに国でも投票立会人のオンラインの話が出ておりますし、他の自治体でもオンラインを活用した立会人を置いているところもあります。 当町の場合は、今のところは、各投票所の投票立会人をこちらでお願いしてもきちんと対応できる方がおりますので、手当てできないという状況ではありませんので、今のところは通常のちゃんと人がいて対応する立会人の方式でいきたいと考えてございます。 以上です。

質疑	松林議長	ほかにございませんか。
	1 2 番 (檜山 忠君)	1 2 番。 1 2 番檜山です。 ちょっと聞きたいんですけども、この予算については別にいいんですけども、期日前投票で今度はイオンに投票所が設けられたということで、どのような変化があったのか、そこら辺を教えてくださいませんか。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	期日前投票の関係でご質問がございました。 期日前投票につきましては、従前から増やせないかということでいろいろお話がございました。昨年の統一地方選挙のときから北公民館に1か所増設して、それから、従来、中央公民館でやっていたものをイオンに移設してやっております。 期日前投票は、大分伸びてございます。参考までに、3年前にちょうど衆議院議員総選挙がございました。そのときは中央公民館1か所だけでございましたが、そのときの期日前投票者数は3, 366人でございました。今回は、イオンと北公民館合わせて4, 490人、4, 500人弱ということで、かなり伸びてございます。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。
	1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 期日前投票の対応についてですけども、今、イオンでやったんですけども、これはイオンの場合ですと、会場を借り上げとかそういうのは無料でやっているのですか。それを確認します。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	イオンモール下田で行っている期日前投票所の借上料の関係でございしますが、まず、場所につきましては、食品館の正面から入って右側のパセリー菜という花屋の脇のところですよ。もともと町のPRコ

当局の説明	松林議長	一ナーという形で無償で提供していただいている場所を町で借りて ございますので、今回も期日前投票として使う際は、無償で借りて ございます。 以上です。
	(議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第5号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。
	松林議長	日程第7、議案第60号、学校大型提示装置購入契約の締結につ いてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。 議案書は12ページ、13ページをご覧ください。 入開札一覧表は18ページになります。 本案は、町内8小中学校の普通教室において学習用に使用する大 型提示装置50型を6台、55型を95台購入するため、去る10 月21日にDCM株式会社下田店ほか6者により指名競争入札を執 行したところ、1,031万8,000円で小岩商店が落札者として 決定しましたので、契約を締結するため提案するものであります。 なお、本財産の取得により、各小中学校の普通教室、特別教室に各

質疑	松林議長	1 台、特別教室用として 3 台、計 1 0 1 台の大型提示装置を令和 8 年 3 月 1 0 日までに整備するものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番小笠原です。 大型提示装置、これはテレビのモニターのことなんでしょうか。 それが 1 点と、あと、町内 8 校は、全て同じものが 5 0 型と 5 5 型あるのか。 それから、これは、各学校から要望を受けて買うことにしているのか、希望していない学校にもとにかく町でやるということなのか。 その 3 点をお聞きしたいんですが。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 まず、1 点目の大型モニターなのかということですが、そのとおり大型モニターになります。今回は、言葉として大型提示装置としておりますけれども、大型のテレビモニターになりますのでご理解いただければと思います。 あと、3 点だったんですが、もし漏れがあれば教えていただければと思いますけれども、2 点目というか、各学校からの要望なのかという部分につきましては、毎年、教育委員会に学校校長会から要望書というものを頂いております。四、五年ぐらい前から求められていたものになりますので、今回、県の働き方改革推進事業補助金というものがあまして、そちらで購入が可能だということで、上限額はありますけれども、2 分の 1 補助で補助がつくということで今回購入をしております。 あと、各校同じものになります。先ほどお話ししたとおり、普通教室については 5 5 型、あと、特別支援教室につきましては、人数が少ないので 5 0 型、あと、先ほど特別教室用と言いましたけれども、音楽室とか理科室とかの特別教室で使えるものにつきましては、各校

質疑	松林議長	3台、55型を配置する形としています。 以上です。
	4番 (沢尾宏之君)	4番。 4番沢尾です。 大型提示装置ということで、50型、55型という話なんですけれども、通常大型は100型というイメージがあったんですけれども、大きさとしては、50型は中型に相当するかなと思うんですけれども、学校で使うのであれば、多分、その表示を使って先生が操作すると思うんですけれども、50型で足りるのかお聞きします。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	購入に当たりまして、こちらも学務課で協議はしております。中型ではないかという話なんけれども、一応言葉とすれば大型ということで、公的なものではないんですけれども、メーカーから出ているものにつきましては、先ほど言った55型であれば、大体7メートルまでの距離をカバーできる。49型、50型であれば、大体5メートルぐらいまでがカバーできる。一般の普通教室につきましては、横が7メートル、縦が9メートルという形になりますので、真ん中に置いた場合に前1メートル、後ろ1メートルを空けた方で大体7メートルぐらいになりますので、子供たちが見る視野とすれば十分間に合うということで確認をして、この大型の形を設定しております。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	檜山です。 説明してもらってよく分かるんですけれども、もし今後のことを考えて、カタログなりなんなりを配付、分かるものを、絵にしたものを渡してもらえるとよく理解できると思いますので、それを今後また何か購入するときには、そういう形で配付してもらえれば大変ありがたいと思います。 以上です。要望です。
	松林議長	要望ですか。(「要望です」の声あり)

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	ほかにございませんか。 1 1 番。 私は3点質問をさせていただきます。 入開札一覧表を見ますと、7者の指名で4者が辞退をしている。この入札基準からいったら、何者以上が指名しなければならないのか。それでも半分辞退でも入札が成立する根拠。 それと、この入札者はおいらせ町か、おいらせ町外のどこなのか。ここを3点お願いします。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 お答えいたします。 7者でございますけれども、まず、町内か町外かということでお話ししますと、1番から6番までが町内になっております。7番が八戸市です。 4者が辞退しているけれどもそれでいいのかということで、指名は、今回、約1,600万円の規模で50型と55型のモニターを設置するということで、モニターの設置ということで、町内の業者を中心に設置できるものとして7者を選定して実施しております。4者が辞退したわけなんですけれども、参加したのが3者ということで、有効な入札ということで判断しております。 ただ、根拠と言われましたけれども、根拠ということは、ここに持ち合わせておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。 以上です。
質疑	松林議長 1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 金額的には1,600万円ぐらいの金額で、この金額だと7者以上の入札、指名をしなければならないという基準があるのかどうかというのが1点。 それと、3者で有効だというのは、これも例えば、じゃあ2者になったらどうなるのか。これも入札になるのか。この辺の有効だという根拠、これもひとつお聞かせください。

答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えいたします。 まず、7 者以上という根拠はなくて、ある程度、金額によって 5 者以上とか 10 者以上とかというのがありますけれども、何というんですか、そのときの状況と入札に参加できる業者数とか、いろいろ加味しながら決めております。 それから、3 者で有効かどうかということですが、例えば、応札したのが 1 者でも有効になりますので、今回の入札に関しては、3 者が応札して 1 者が落札ということで、有効であると考えております。 以上です。
質疑	松林議長	11 番。
	11 番 (平野敏彦君)	応札が 1 者でも可能だということで了解します。 ただ、前にもいろんな形でこの辞退が非常に多いということは、指名するほうでも一つ、そういうちゃんとした調査をしているのかという、それから、こういう特別な機会であれば、町内の業者で納入する能力がないのも指名しているんじゃないかと私は思います。もっとも町外でもいいんじゃないですか。指名をして競争させる。その辺も改善をすべきだと思うんですけども、町長、どう思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	今、ご指摘があったんです。私もそんなことは、応札能力のない、今回はたまたま辞退されたんですけども、そういう業者は次に指名すると、同じ条件で同じ機器があるか、あるいは事業があるか分かりません。そういうときに、一回、辞退した者は、しばらくの間は指名から外したほうがいいんじゃないかという考えを持っています。職員にもそういう指示はしています。ということで、多分、次は、この辞退した人は、しばらく休まさると思います。ただ、こういう機器があるかないか、そういう条件にもよりますけれども、そう考えています。

質疑	松林議長	以上です。 ほかにごいませんか。 15番。
	15番 (吉村敏文君)	今の町長の答弁の中で、辞退したやつは、次は、指名はしないということなんですが、その辞退した理由は分かりますか。いろいろな事情があつてそういう形になっているわけですから、そういう資格があれば、また次のときにも同じような扱いを私はすべきだと思います。その場でいろいろ事情があると思うんですが、もしそうであれば、辞退した各業者に内容、どうしてそうなったかというのも聞き取りしてから、それからそういう対応をするべきだと私は思いますが。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	今、吉村議員からいろいろなお話、ですから、さっきも言いましたけれども、いろんな理由をつけて辞退しているはずですから、そういう部分を含めて扱っていない機器ですから、何というんですか、買えませんか、規格に合うのは扱っていませんからということで、こちらはそういう部分を知らないで指名してしまっている部分があるので、これからは、そういう扱っていない業者は、指名から外したほうがいいんじゃないかという話であります。 また、こちらからどういう理由で辞退したかでなく、そちらからせつかく指名してもらったのにこういう事情で今回はできませんとか、そういう理由にもよると思いますけれども、そういう部分で一方的にただ辞退しますでは、指名したほうに対しては不誠実かなという思いもありますので、そういう理由をつけて、こういう事情で今は応札できませんとか入札できませんというのであれば、考える余地もあると思いますけれども、今は全くそういう条件がなかったということですから、これからは、こういう誠実な業者は、指名を外したほうがいいんじゃないかという話をしています。 以上です。
	松林議長	財政管財課長。

答弁	財政管財課長 (田中淳也君)	補足をしたいと思います。 辞退する場合は、辞退届に辞退理由を書いて提出することにして おります。今回の場合は、DCM株式会社下田店と株式会社金入に ついては、仕様を満たす機器の納入が困難ということで、2番目の ビジネス創研、それから佐々木時計電器については、人員の確保が できないということでしたので、何というんですか、今回の場合は できないということですから、次回、違う入札の場合はできる 可能性がありますので、指名から外すとか、そういうことにはなら ないのかなと思っています。今後も入札する案件、物品の内容、そう いうものを入札参加資格申請に、どういうものをできるかというの も書かれてありますし、実績も出ておりますので、それを見て、総 合的に判断をして指名等をしていきたいと思っております。 以上です。
答弁	松林議長 15番 (吉村敏文君) 松林議長 (議員席) 松林議長 (議員席) 松林議長	15番。 今の財政課長の説明であれば分かります。今、町長が言ったよう に、辞退した人は、次は指名しないんだという物の考え方は、私は問 題があると思いますので、今、財政管財課長が言ったような説明で あれば、非常にそういう理由があって今回はできませんと、技術者 等、いろいろ規制がありますから、それを満たせないとすればそう だと。かといって、一回辞退したから次はもう指名しないというこ とじゃなくて、内容をちゃんと精査した上で進めるべきだと思います ので、今、課長が言った形の説明で納得しました。よろしく願い します。 ほかにございませんか。 ***「なし」の声*** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。 ***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第60号について採決をいたします。

当局の説明	(議員席)	本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 **「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第８、議案第６１号、町民交流センター照明器具改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、議案第６１号についてご説明を申し上げます。 議案書の１４ページ、１５ページ、入札結果は１９ページとなります。 本案は、町民交流センターの館内の全照明をＬＥＤ化する工事を実施するに当たり、去る１０月２１日に株式会社パル電装技研ほか２者により条件付一般競争入札を執行したところ、１億５０５万円株式会社パル電装技研が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、提案するものであります。 本事業の効果についてですが、全照明器具をＬＥＤ化することで消費電力が抑えられ、照明器具が長寿命化することで、環境にも配慮した照明となります。 新設する照明器具については、既存照明と同等の明るさを確保できるよう選定し、小ホール及びアリーナについても、明るさを段階的に調整することが可能になります。 工期については、１月に開催される二十歳の記念式典などの行事に影響が出ないよう約７か月を見込んでおり、契約期間は令和７年５月３１日までとしております。 なお、工期が令和７年度にずれ込むことに伴う事業費の明許繰越につきましては、９月定例会で議決いただいておりますことを申し添えます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑	11番 (平野敏彦君)	11番。 私は、入開札一覧で先ほどの議案60号については、予定価格1,676万4,000円が7者指名、こちらが1億814万1,000円で3者指名、この違いというのは、どういう根拠で3者でいいのか。金額的に多くて3者でもいいという根拠があったらお示しいただきたいと思います。
答弁	松林議長 副町長 (小向仁生君)	副町長。 町の競争入札の適正執行委員会委員長の立場から答弁させていただきます。 今、指名業者3者で少ないんじゃないかという質問だと認識しておりました。先ほどの学校大型提示装置購入契約については、確かに7者でありますけれども、基本的な考え方から言いますと、町内の業者で納入できる者、工事できる者等については、町内の業者で指名なり一般競争入札を行うということで進めております。 先ほど言いました大型提示装置については、先ほど金入、八戸と言いましたけれども、実際は、金入もイオンで事業を行っているということで、この部分を含めて7者としたところであります。あとの6者は全部町内であります。 今、質問のありました町民交流センターの照明器具改修工事の請負契約については、3者で行いました。これは、金額にかかわらず町内の電気工事登録業者を指名したということですし、実は、本年5月にいちょう公園体育館の照明器具の改修工事、これも町内4者で行っておりました。そのことで、実質、町内の業者でも工事はできると判断をして、町外を入れず町内の業者で行ったというところであります。 それで、この3者でも、じゃあ一般競争入札に付することができるのかということですが、競争入札の参加人数は、特に町の財務規則等では、うたってはおりませんけれども、第32条において、契約担当者は、指名競争入札に付するときは、なるべく3人以上の入札者を指名するとありますので、この基準を準用して行ったというところであります。 あとは、先ほど言いましたように、町内業者については、町内業者

質疑	松林議長	の育成ということも鑑みて実施しているということでご理解いただきたいと思います。 1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	今、説明いただきましたけれども、この電気登録事業の業者も、登録業者というのは、そうすると、この3者しかないということで理解をしていいですか。 それから、指名競争入札の場合は3者以上があるということですが、そうすれば3者が可能だということで、それ以上指名するかどうかというは、入札するほうの判断ということでよろしいですか。 この2点をお伺いします。
答弁	松林議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	1 点目ですけれども、町内に存在する電気事業業者は、現在のところ3者ということで、この3者を指名したところであります。 それから、3者の判断ですけれども、これについては、先ほど言いましたように、町内業者の育成ということも含めて、町内でできる工事等については町内業者で行うということを前提にしておりますので、それに基づいて今回も取り扱ったということであります。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 1 5 番。
	1 5 番 (吉村敏文君)	確認だけなんですけど、この照明の改修なんですけど、これは全館にわたってやるわけですか。小ホールとか、いろいろこういう玄関のところとかがあるんですけど、全館にわたっての改修ということですか。 それと、あと、新年を祝う会に工事するものが間に合わないということでしょうか。工期は7か月とさっき説明がありましたので、その辺のところをどうお考えなのかお聞きいたします。

答弁	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えします。 まず、1点目ですけれども、こちらの改修工事は、町民交流センター小ホール、あとはアリーナ、それ以外の会議室、全部を全館LED化するという内容になっております。 続きまして、2点目ですけれども、二十歳の記念式典が1月にあります。工期が7か月ということで、それまでに間に合わないですかというお話ですけれども、大体の想定で、照明器具を選定してそれを使用する、承諾してから大体1か月から3か月ぐらい、幅はあるんですけれども、照明器具の調達にそのぐらいの期間がかかります。さらに工事を含めると7か月かかるということで、今回、長めに設定しております。二十歳の記念式典とか、あと、それ以外に教育委員会表彰とかがあるんですけれども、基本的に、工事はその事業が終わってから行くと。それまでは、照明器具の調達とかを行いつつ、照明器具が調達された後に式典とかの行事が終わったら工事を行うということで7か月と設定しております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第61号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第9、議案第62号、令和6年度おいらせ町病院事業会計補

当局の説明	病院事務長 (柴嶋泰幸君)	正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。 それでは、議案第６２号についてご説明を申し上げます。 議案書の１６ページをご覧ください。 本案は、資本的支出の既決予定額に７８１万円を追加し、予算の総額を７，８５６万５，０００円とするものであります。 主な内容についてご説明いたします。 補正予算に関する説明書の４ページをご覧ください。 資本的支出の建設改良費に吸引装置更新工事費７８１万円を追加するものであります。 当該装置は、主に入院患者等の気道から異物や分泌物を吸引するため医療に不可欠な装置になりますが、設置後４２年を経過し、本年度の点検において、経年劣化により早急に吸引装置設備の更新が必要とのことから、今回補正するものであります。 なお、資本的収入の不足額は、当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。 説明は以上となります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書３ページから４ページ、議案書１６ページになります。 質疑ございませんか。 (議員席) 松林議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。 (議員席) 松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第６２号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
--------------	--------------------------	--

日程終了	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第9、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長から所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議会運営委員長及び産業民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	松林議長	以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
町長挨拶	町長 (成田 隆君)	閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 令和6年第2回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には、ご多用のところご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案につき議決賜りまして厚く御礼申し上げます。 さて、秋も深まり、奥入瀬溪流での紅葉も見頃を迎えているようであります。いちょう公園や下田公園、根岸のオオイチョウなどの木々が色づき始め、これからが紅葉の季節となつてまいります。 また、冬の使者でもある白鳥も飛来し始めております。 議員各位におかれましても、ぜひ各公園を散策いただき、町内の自然を楽しんでいただければありがたいと思っております。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 5 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 木 村 忠 一

署名議員 田 中 正 一